

### 3 国際社会の理解と信頼の確保

近年、北朝鮮やイランにおける核関連活動、パキスタンのカーン博士を中心とする「核拡散の地下ネットワーク」の存在等の問題等が明らかとなる中で、国際社会においては原子力の平和的利用と核不拡散について活発な議論が惹起されており、再処理等の核燃料サイクル事業も含め原子力活動を大規模に実施している我が国の原子力の平和的利用について、国際的理解を求める必要性は一層増している。また我が国は、国際社会における原子力の平和的利用の促進と核不拡散のため、国際機関等が行っている原子力安全等に係る取組に積極的に貢献している。本節では、統合保障措置適用のための取組や追加議定書をより多くの国が受け入れ、それを国際的に普遍化させるための取組（追加議定書の普遍化）エルバラダイ IAEA 事務局長が提唱する国際核管理構想及びブッシュ米国大統領提案への取組や核物質防護対策、国際社会に対する情報の発信等、国際社会の理解と信頼を得るために我が国が行っている主な取組について明らかにする。

#### （1）統合保障措置の適用

統合保障措置の適用に向けた取組が行われ、平成16年（2004年）9月から我が国の原子力活動に対して統合保障措置が適用されることとなった。

IAEAでは、従来の保障措置と追加議定書に基づく新しい保障措置を最適な形で組み合わせ、最大限の有効性と効率を目指す新しい概念である「統合保障措置」の検討を進めてきた。

我が国においては、平成14年（2002年）3月のIAEA理事会において統合保障措置の適用方法に関する基本概念が採択されたのを機に、文部科学省が中心となりIAEAとの間で、混合酸化物（MOX）燃料を使用しない軽水炉に対する統合保障措置の適用方法につき協議を開始し、また、同タイプの軽水炉に対する統合保障措置のリハーサルを開始したほか、保障措置技術に関する研究開発の実施や、IAEAの検討作業への積極的取組、環境試料の高精度な分析サービスの提供など、協力を積み重ねてきた。また、追加議定書に基づき、平成11年以降、毎年、核燃料サイクル関連研究開発、原子力関連資機材の製造・組立等に関する情報をIAEAに提出しており、また、未申告の核物質・原子力活動が存在しないことの確認などのため、IAEA及び文部科学省等の職員が直前の通告により原子力施設等に立ち入る「補完的アクセス」を実施し、統合保障措置の我が国への早期適用に向けて積極的な活動を行ってきた。

こうしたことを受け、平成16年（2004年）6月のIAEA理事会において、我が国の原子力活動については包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく検証活動の結果、保障措置下におかれた核物質の転用を示す兆候も未申告の核物質および原子力活動を示す兆候もないとの「結論」が得られたことが、エルバラダイ IAEA 事務局長の冒頭ステートメン

## 用語解説

## 保障措置とは？

原子力発電など平和利用の目的で使われている核物質が核兵器などに転用されていないことを確認するため、核物質の計量管理や封じ込め・監視等が行われており、原子力事業者は、原子力施設にある全ての核物質の管理状況を文部科学省へ報告し、文部科学省はこの報告を取りまとめてIAEAへ報告を行っている。また、この報告が正しいかどうかを国とIAEAの職員が実際に施設に立ち入り（査察）確認している。

## 統合保障措置とは？

統合保障措置とは、IAEAが保障措置活動を実施する上で、利用可能な資源の範囲内で最大の有効性及び効率を達成するために、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づきIAEAが利用できる全ての保障措置実施手段を最適な形に組み合わせたものであり、従来の計量管理を基本としつつ短期通告査察又は無通告査察を強化するものであるが、統合保障措置の適用を受ける国から見れば、包括的保障措置協定に基づく保障措置の受入と追加議定書に基づく保障措置の受入に係る負担の単純合計より負担が緩和されることになる。統合保障措置が適用されるためには、追加議定書に基づく保障措置を一定期間にわたって受け入れた国につき、IAEAが保障措置下におかれた核物質が転用されている兆候はなく、未申告の核物質及び原子力活動が存在する兆候もないとの「結論」(broader conclusion)を導出する必要がある。

平成16年12月末現在、統合保障措置が既に適用されている国は、日本の他、オーストラリア、ハンガリー、インドネシア及びノルウェーの5カ国のみ。

なお、平成15年（2003年）度保障措置実施報告書（SIR）において、わが国と同様に統合保障措置の適用の前提となる「結論」が平成16年（2004年）に初めて導出された国は（1）のとおりであり、平成15年（2003年）に続いて同「結論」が導出された国は（2）のとおり。

（1）日本、ブルガリア、エクアドル、ラトビア、リトアニア、ポーランド [計6カ国]

（2）オーストラリア、クロアチア、ガーナ、バチカン市国、ハンガリー、インドネシア、ヨルダン、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、スロベニア、ウズベキスタン [計13カ国]

ト<sup>9</sup>の中で発表された。その後、同年9月15日より我が国の原子力活動に対して統合保障措置が適用されることになった。

大規模な原子力活動を行う国に対して統合保障措置が適用されるのは我が国が初めてのケースであり、我が国の原子力利用が平和目的に限られていることについて、国際的な理解と信頼を得ることにつながる一つの大きな成果であることから、極めて重要な意義を有する。また、現下の国際社会において、IAEA保障措置に対する需要が増大する中、IAEAは限られた保障措置資源の有効活用によって保障措置活動の効率化を図ることが益々重要になってきており、統合保障措置の適用は、こうした観点からも有益である。

当面、統合保障措置はMOX燃料を使用しない商業用発電炉、研究炉及び使用済燃料貯蔵施設に対して実施されるが、このほかの施設についても準備が整い次第、順次実施される見通しである。

我が国としては、引き続き、我が国の原子力活動に関する最大限の透明性を確保すべく、IAEAの保障措置活動に積極的に協力するとともに、IAEAの保障措置活動の一層の強化・効率化のために今後もIAEAに協力していくことが重要である。

## (2) 追加議定書<sup>10</sup>の普遍化

追加議定書の普遍化のため、会議の開催及びセミナーへの人的・財政的貢献等を行っている。

我が国は、核不拡散体制の強化を図るためには、1990年代のイラク、北朝鮮における核兵器開発疑惑を踏まえて作成された「追加議定書」の締結促進を図り、以てIAEA保障措置を強化することが重要であるとの認識の下、平成11年（1999年）12月、原子力発電を行っている国としては世界で最初に「追加議定書」を締結した。さらに、IAEAと協力しつつ、「追加議定書普遍化」のための活動のイニシアティブを積極的に推進してきた。

平成12年（2000年）の第44回IAEA総会においてIAEA保障措置強化のための「アクションプラン」を提案して以来、追加議定書の普遍化を日本原子力外交の一つの柱として位置づけ、平成13年（2001年）6月、アジア・太平洋諸国を対象に東京においてシンポジウムを主催し、その後開催された他の地域セミナー（中南米、中央アジア、バルト3国、アフリカ地域）に対して、人的・財政的貢献を行ってきた。

これらの地域セミナーやシンポジウムの集大成として、我が国は、平成14年（2002年）12月9日及び10日の両日、IAEAの協力の下、「IAEA保障措置強化のための国際会議」（International Conference on Wider Adherence to Strengthened IAEA Safeguards）を主催した。

9 冒頭ステートメント（抜粋）：『IAEAの保障措置の適用を受ける最大の原子力計画を有している国である日本について、統合保障措置を実施するために必要な全ての結論を事務局が最近になって得ることができたことを喜ばしく思う。この包括的な作業により、IAEAは日本における保障措置の実効性を強化できることができ、ひいては日本の相当数の施設における査察の頻度が減ることになる。』

10 追加議定書：第2章第6節を参照。

上記国際会議の具体的な成果としては、加盟国による参加者の総意をもって普遍化の指針となる議長サマリーが発出されたこと、これまで開催された「追加議定書」締結促進のための地域セミナーの成果を参加者全員が共有することができたこと、中国を除く核兵器国及びEU諸国に対し、「追加議定書」の早期批准を期待するという具体的メッセージを送ることができたこと、「追加議定書フレンズ会合」の設立が提案されたこと、等が挙げられる。

「追加議定書フレンズ会合」は、平成15年（2003年）4月から今日まで計3回開催されており、上記国際会議で採択された議長総括に盛り込まれた事項（特に、二国間レベル及び地域レベルでの追加議定書の普遍化の方途、追加議定書の重要性に対する政治的関心を高める方途、追加議定書の締結の障害となる法的及び技術的な要因の除去など）の実現に取り組んでいる。

また我が国は、平成15年（2003年）2月にウィーンにおいてIAEAが主催して開催された「IAEA保障措置・核セキュリティ・セミナー」に財政支援を行った。同セミナーには、マスメディア、NGO、研究者等が参加（日本からは核物質管理センター専務理事、大阪大学教授等が参加）追加議定書の締結促進について幅広い議論が行われた。

さらに、これとは別途、日本が各国との間で行ってきている政策対話においても、核不拡散体制を強化する上でIAEA追加議定書の重要性を強調し、その締結を要請してきている。例えば、イランの核問題の解決に向けた外交努力の一環として、イランに対してIAEA追加議定書の締結・実施に関する日本の経験を伝達するとともに、累次のIAEA理事会において、本問題に対して国際社会が一致して取り組む姿勢を示す上で決議に対するコンセンサス形成が重要との観点から理事国に働きかけ、無投票での決議採択に貢献した。これらの努力の結果、イランでは平成15年（2003年）12月にIAEA追加議定書に署名する等前向きな動きも見られる。今後とも、イランが、追加議定書の締結、完全履行、暫定実施を含め、累次のIAEA理事会決議のすべての要求事項を誠実に履行するよう働きかけていく必要がある。

こうした努力は少しずつ実を結びつつあるが、追加議定書の発効国数は、平成16年12月現在で62カ国であり、包括的保障措置協定締結国143カ国に比して未だ満足できる水準に達しているとは言えない。また、そのうち、東アジア、東南アジア及び大洋州諸国に限ると、保障措置協定締結国25カ国の中で追加議定書発効国数は6カ国（日本、オーストラリア、中国、インドネシア、モンゴル、韓国）に留まっている。

このため、平成16年（2004年）11月の「保障措置と核セキュリティに関するアジア太平洋会議」においても、我が国は、「追加議定書普遍化」によるIAEA保障措置の強化こそ、現在のところ、核不拡散体制を強化するための最も現実的かつ効果的な方途である旨強調する基調講演を行い、アジア太平洋地域の各国が早期に追加議定書を締結するよう呼びかけを行った。また、平成16年（2004年）12月の第5回アジア原子力フォーラム(FNCA)大臣級会合においても、棚橋科学技術政策担当大臣から同様の呼びかけを行った。

### (3) エルバラダイ IAEA 事務局長構想及びブッシュ米国大統領提案

パキスタンのカーン博士を中心とする「核拡散の地下ネットワーク」の存在が国際社会の注目を集める等、諸外国における核問題等を受け、新たな枠組みによる国際核不拡散体制の強化に向けた取組が行われている。

平成14年(2002年)以降、北朝鮮がウラン濃縮計画の存在を認める趣旨の発言を行い、また、その後、NPT脱退宣言を行ったこと、イランにおいて大規模原子力施設の建設、ウラン濃縮及びプルトニウム分離等をIAEAに申告せずに行っていた事実が明らかとなったこと、リビアが核兵器計画を有していたこと等の核問題、及び、パキスタンのカーン博士を中心とする「核拡散の地下ネットワーク」の存在が国際社会の注目を集め、NPT体制強化の必要性が指摘されている。

このような状況において、平成15年(2003年)秋にはエルバラダイ IAEA 事務局長が国際核管理構想を提案し、平成16年(2004年)2月にはブッシュ米大統領が大量破壊兵器の不拡散に関する7項目の提案を行うなど、NPT体制を強化するための方策が模索されている。

#### エルバラダイ IAEA 事務局長が提唱する国際核管理構想

エルバラダイ IAEA 事務局長は、平成15年(2003年)10月の英国エコノミスト誌、平成16年(2004年)6月の米国カーネギー国際不拡散会議などにおいて、核兵器に用い得る核物質を製造する技術であるウラン濃縮及び使用済燃料の再処理の活動等を多国間管理の下で行うとともに、使用済燃料や放射性廃棄物の管理・処分も国際的に行うなどの主旨の国際核管理構想を発表した。

この国際核管理構想を検討するため、IAEA内に各国の核不拡散分野の専門家から構成される国際専門家グループが設置された。平成16年(2004年)8月より計4回の会合を開催した後、平成17年(2005年)3月のIAEA理事会において、その検討結果が報告される予定となっている。我が国としては国際的な核不拡散体制の強化が緊急の課題であるとのエルバラダイ事務局長の認識を共有しており、国際専門家グループでの議論を注視しているが、本件については、不拡散体制の実効的な強化を図るだけでなく、原子力の平和的利用への配慮が充分になされるべきと考えている。

表1-3-1 エルバラダイ IAEA 事務局長が提唱する国際核管理構想

(平成16年(2004年)6月 米カーネギー国際不拡散会議における骨子)

1. 核の平和利用の管理強化
  - (1) 機微な核物質及び技術の輸出管理強化
  - (2) 核燃料サイクルの機微な部分は、多国間の管理下に限定

- (3) 民生利用分野における兵器利用可能な物質の利用を中止する国への援助
- (4) 現存する核兵器利用可能な核物質の廃棄
- (5) 上記核物質の廃棄終了までの間、核物質防護策の改善
- 2. 核軍縮の道筋作り（核兵器国、非核兵器国、その他枠組み外の全ての国を対象）
  - (1) 検証され、あと戻りできない核軍縮のための具体的なロードマップ
  - (2) 新しいレジーム調整には、インド、パキスタン、イスラエルを含めること
  - (3) NPT条約の一体性の確保
  - (4) 追加議定書の検証の規範化
- 3. 安全保障体制の再構築
  - (1) 国連安保理への集団的先制措置という権限の付与
  - (2) 核兵器の放棄を国際法上の“強行法規”とするべく努力
  - (3) 地球的な不安定性をもたらす原因の改善・解決
  - (4) 提案合意のための市民対話

大量破壊兵器の不拡散に関する米国ブッシュ大統領提案

米国ブッシュ大統領は、平成16年（2004年）2月の国防大学における演説において、以下の7点を骨子とする核不拡散に関する提案を行った。

表1-3-2 米国ブッシュ大統領の国防大学における演説骨子

（平成16年（2004年）2月）

- 衝) 拡散に対する安全保障構想（PSI）の活動の拡大
- 衫) 不拡散に関する国連安保理決議の早期採択
- 袁) G8グローバル・パートナーシップの拡大
- 衾) ウラン濃縮・再処理の機材・技術の拡散防止
- 袞) 民生原子力プログラムのための機材輸入国に対するIAEA追加議定書署名の義務化
- 衮) IAEA保障措置・検証特別委員会の創設
- 衿) 核不拡散上の義務違反で調査されている国がIAEA理事会や保障措置・検証特別委員会のメンバーになることを認めないこと

この提案内容は、平成16年（2004年）4月の「大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議」、同年6月のシーアイランドサミットにおける「不拡散に関するG8行動計画」などに一部反映されている。

表1-3-3 シーアイランドサミット 不拡散に関するG8行動計画

（平成16年（2004年）6月）

- 1. 核不拡散
  - (1) 濃縮・再処理の機材・技術の移転制限

- N S Gのガイドラインを適切に改訂し、次回サミットまでに適切な措置を導入することを旨とする
  - それまでの1年間、追加的な国への濃縮・再処理の機材・技術の移転を伴う新たなイニシアティブを開始しないことが思慮深いという点に合意
- (2) I A E A追加議定書等の普遍的な遵守を追求
  - (3) 核不拡散や保障措置上の義務違反国に対する核燃料サイクルの協力停止への支持
  - (4) I A E Aの機能強化
    - 保障措置・検証強化のための包括的計画を準備するための特別委員会を創設すべく協働
    - 核不拡散や保障措置上の義務への非技術的違反について調査中の国は、I A E A理事会や特別委員会の自らの事例に関する決定に参加しないことを選択すべき
2. 拡散に対する安全保障構想 ( P S I )
  3. G8グローバル・パートナーシップ
  4. 地域の拡散問題への対処
  5. 生物テロへの対処
  6. 化学兵器の拡散
  7. 放射線源のセキュリティに関するエビアン・イニシアティブの実施
  8. 原子力の安全とセキュリティ

大量破壊兵器不拡散に関するブッシュ米大統領提案のうち、濃縮・再処理の機材・技術の拡散防止及び民生原子力プログラムのための機材輸入国に対するI A E A追加議定書署名又は批准の義務化（いわゆる供給条件化）等に対し、どのような対応をすべきかについては、他の原子力供給国グループ（N S G）メンバー国とともに現在検討を続けているところである。

なお、我が国は、原子力関連資機材・技術の輸出管理をI A E A保障措置と並ぶ核不拡散上の有効な手段として重視しており、N S Gにおける事務局機能の役割を持つPoint of Contact機能を在ウィーン日本代表部が担当するなど、N S Gの核不拡散に対する実効性を更に高めるため積極的に努力している。

#### (4) 核物質防護対策について

米国のテロ事件等を踏まえ、I A E Aガイドラインへの対応等、国内における核物質防護対策の強化に係る取組が行われている。

我が国の核物質防護については、「核物質防護に関する条約」等の国際取り決め及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」の定めるところに従い、事業者が対策を講じることとされている。

平成13年（2001年）9月に発生した米国でのテロ事件を受け、政府は、緊急テロ対策関係省庁会議を開催し、今後執るべき緊急テロ対策等について協議を行った。また、米軍等のアフガニスタン内における攻撃がなされたことを踏まえ、総合的かつ効果的な緊急テロ

対策を強力に推進するため、同年10月、政府に、緊急テロ対策本部が設置され緊急対応措置が決定されるなどテロ対策を推進している。

経済産業省においては各電気事業者等に対して、法令に定める防護措置が確実に実施されていることを点検し、自主的に警戒を強化するよう指示を行った。また、文部科学省においても、試験研究炉等所管の原子力事業者に対し、連絡体制の再確認、防護区域の巡視、監視の実施及び治安当局等との緊密な情報交換などについて指示を行った。両省は、治安当局に対し警備の強化を要請するなど、警察庁及び海上保安庁との連携がとられている。各施設においては、自主的に監視強化や入構規制の強化が行われている他、地元警察や海上保安部署等と連絡を取り合っており、また、各地域の道府県警察や管区海上保安本部等では警備の抜本的強化が図られている。

しかし、核物質防護を巡る状況はより厳しさを増しており、このような状況に的確に対応し、我が国の原子力施設の防護水準を国際的レベルまで引き上げ核物質防護体制を確実にすることが必要であることから、原子力安全・保安院は、平成16年4月に、原子力施設に対する核物質防護対策を担当する専任部署として核物質防護対策室を設置した。同年12月には、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力防災小委員会において、原子力関連施設への破壊活動や核物質の盗難を防ぐため、核物質防護検査官制度を導入するなどのテロ対策強化の在り方をまとめた報告書「原子力施設における核物質防護対策の強化について」をとりまとめた。

この報告書は、原子力施設に対するテロの脅威への備えを求めたIAEAのガイドライン「核物質防護に関する勧告」(INFCIRC/225/Rev.4)や米国での同時テロ等の情勢を踏まえ、次のような内容になっている。

原子力施設等に対して具体的に想定される脅威（「設計基礎脅威」(DBT)）を国が設定し、事業者に「設計基礎脅威」に対応した防護措置を義務づける制度を導入。

事業者の防護措置の実効性を確認するための検査制度を導入し、国の核物質防護検査官が「核物質防護検査」を定期的を実施。

核物質防護に関する情報管理を徹底するため、業務上、防護に関する秘密を知り得る者に対し、罰則付きの守秘義務を課す。

また、文部科学省においても、原子力安全規制等懇談会の下に研究炉等安全規制検討会を開催し、試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設に対する核物質防護対策について検討を行い、同様の報告書「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について(案)」のとりまとめを行っているところである。

これらの報告書を踏まえ、文部科学省、経済産業省及び国土交通省は原子炉等規制法改正案を平成17年通常国会に提出する予定である。

また、平成16年2月には経済産業省原子力安全・保安院と内閣官房が共催で、関係省庁・関係地方公共団体及び電気事業者により構成される「有事における原子力施設防護対策懇談会」を設置し、有識者の意見等を踏まえ、

有事等における防護対策

原子炉の運転停止のあり方

原子炉の運転を停止した場合の電力供給のあり方

の3点について、その対処措置のあり方等を検討してきた。その結果として、平成16年12月には「有事における原子力施設防護対策懇談会報告書」を取りまとめた。報告書の中では、それぞれの点について、

国民保護法等の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処措置として、都道府県知事等が施設の管理者に対し、施設の安全確保のための措置を講ずるよう要請すること等があること。

原子炉の運転停止については、事態対処法における事態の3つの区分に応じ、国が脅威の程度、内容等を判断し、原子力事業者に対し原子炉の運転停止を命ずるものとするが、特に緊急を要する場合は、原子力事業者は、事態の認定、国の運転停止命令を待たず、自らの判断により原子炉の運転を停止することが出来ること。

有事等における電力供給の在り方の検討に際しては、原子炉停止時の電気の安定供給のためには、どのような電気事業法上の措置があるか、有事等において供給支障が発生した場合、電気事業者の供給義務はどのような場合に免除されるのかを整理した上で、電力供給の在り方を検討する必要があること。

等が示されており、関係省庁、関係地方公共団体及び電気事業者それぞれがさらに検討を深め、それぞれの機関での審議会等における議論等を経て、指針や計画として具体化されるべきであるとしている。

#### (5) 国際社会に対する情報発信等

我が国は I A E A や F N C A 等の国際会議の場を通じて、国際社会の理解と信頼の確保に向け、我が国の原子力の平和的利用等について積極的な情報発信を行っている。

##### 国際会議における情報発信

政府は、平成16年8月、関西電力(株)美浜発電所3号機の事故を受け、事故発生当日に I A E A に対して事故に関する情報提供を行い、また、翌月には I A E A 年次総会において、茂木科学技術政策担当大臣が事故の説明及び安全性の一層の向上について決意を述べた。同時に我が国の核不拡散体制の強化等について、唯一の被爆国として非核三原則を堅持していること、北朝鮮、イランの核問題についての我が国としての取組、I T E R の青森県六ヶ所村への誘致を目指していること及び I T E R 計画が国際的パートナーシップの下で行われることの重要性等について述べている。また、I A E A 年次総会とあわせて行われた各国の原子力関係行政機関の幹部が集まる会合において、原子力安全・保安院は同院の事故調査委員会が出した中間とりまとめや、事故後に同型炉で取られた対応等について参加各国に情報提供を行った。

平成16年(2004年)11月8~9日に、テロリストによる核物質・放射線源の入手の可能性という脅威が高まっていることを背景として、アジア太平洋地域諸国が核テロリズムの脅威についての認識を共有すること等を目的とした「保障措置と核セキュリティに関するア

ジア太平洋会議」がシドニーにおいて開催された。この会議には福島外務大臣政務官が出席し、「保障措置強化の効用」と題する基調演説を行った他、ダウナー豪外相、エルバラダイ I A E A 事務局長を始め、6カ国・機関の代表者との間でバイ会談を行った。これにより、核テロ防止に向けた国際協力及び国内的取組の重要性を強調し、また、我が国の保障措置及び核セキュリティ強化に関する立場と努力、我が国の北朝鮮の核問題に対する立場と政策、不拡散問題と並ぶ核兵器国による核軍縮の重要性をアピールした。

我が国が主催した第4回アジア原子力協力フォーラム(F N C A) 大臣級会合が平成15年(2003年)12月2~3日に沖縄で開催され、茂木科学技術政策担当大臣が出席して挨拶を行った。この中では、ウリミバエの不妊化といった我が国の原子力技術の産業等への利用に係る取組について述べた。また、ベトナムと我が国の共催で行われた第5回 F N C A 大臣級会合が平成16年(2004年)11月30日~12月1日にベトナムのハノイ市において開催され、棚橋科学技術政策担当大臣が出席し、基調演説を行った。この中で、我が国の原子力の平和的利用への取組や安全確保のための努力の継続、放射線源の安全とセキュリティーに係る取組等について述べた。また、I T E R 計画についても青森県六ヶ所村への I T E R の誘致について努力し、こうした世界最先端の国際共同研究開発拠点をアジアに誘致することの意義について述べた。

### 国際協力

原子力安全に係る国際協力として、ソ連崩壊後、旧ソ連・中東欧諸国の旧ソ連型原発の安全性に係る懸念が高まったことを受けて平成4年(1992年)にG7サミットの枠組みの下に設置された原子力安全作業部会(G7NSWG)に我が国は積極的に参画し、同年に設置された「原子力安全基金(NSA)」(旧ソ連・中東欧諸国の原子力安全向上措置を支援するもの)及び平成9年(1997年)に設置された「チェルノブイリ石棺基金(CSF)」に資金を拠出している。また、核セキュリティに係る国際協力として、I A E A が平成14年(2002年)3月に設立した「核セキュリティ基金」(年間1,200万ドルの資金を今後3年に亘り確保するためのもの)に対し、我が国は既に50万ドルを拠出しており、同年のカナダス・G8サミットにおいて、核セキュリティを含む国際協力を目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」が合意され、この中で我が国は、原潜解体及びロシアの余剰兵器プルトニウム処分に2億ドル余りの資金協力を行う旨を表明した。

我が国はO E C D / N E A との間で、原子力の研究・開発に必要な各種核データ及び原子力コードの収集、提供及び交換を実施し、ハルデン計画<sup>11</sup>に政府関係機関(日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構)等が参加して、原子力の研究・開発事業等に貢献するなどの協力関係を築いている。

この他にも、二国間の協議や原子力関係要人との会談を通じ、核不拡散体制強化の重要性の確認やI T E R の日本誘致への理解を求める等、国際社会の理解と信頼の確保に向け、我が国の原子力の平和的利用等について積極的な情報発信を行っている。

11 ハルデン計画：ノルウェーのハルデンにある沸騰重水炉H B W Rを利用して、通常時および事故時の燃料の挙動を調べるもので、O E C D / N E A によって主催され、20カ国24機関が参加している。